

博士論文要旨

災害税制の研究

2014年1月

滋賀大学大学院経済学研究科
経済経営リスク専攻

氏名 増山 裕一

指導教員 北村 裕明

指導教員 内田 耕作

指導教員 梅沢 直樹

本論文は、我が国の災害税制の歴史的展開と現状を分析して、災害税制の全体像を明らかにし、米国災害税制とも比較検討することによって、今後の災害税制の在り方を示している。

東日本大震災は、阪神淡路大震災に引き続き戦後最大の災害で、税制による最大限の支援が期待されているが、これまで大規模災害における税制の問題が本格的に論じられることは少なかった。

これまでも災害税制の研究は行われてきたが、大規模災害時の特別措置法や災害通達まで含めて研究したものはなく、米国の災害税制について比較研究したのも少ないことから、米国災害税制と比較検討を含め、災害税制について包括的で体系的研究を行った。

本研究は、次に示す8章で構成されており、序章は、本研究の課題と先行研究の概要、第1章と第2章では一般災害の税制、第3章から第6章までは大災害時の災害税制について検討し、終章において、今後の災害税制の在り方について述べている。

序章 我が国における災害税制—本論文の課題と構成—

第1章 災害減免法による災害税制の検証

第2章 日本と米国の雑損控除制度の比較検証

第3章 阪神淡路大震災と東日本大震災の災害特例の検証

第4章 日本と米国の大規模災害税制の比較検証

第5章 大規模災害時における事業所得等の災害税制の検証

第6章 大規模災害時における山林所得の災害税制の検証

終章 災害税制の展望

第1章では、我が国独自の災害税制である災害減免法について、明治初期から災害税制としての基本法成立までの沿革を概観し、雑損控除制度との比較に基づき、災害減免法の問題点と今後の在り方を検討した。

第2章では、我が国の雑損控除制度について、米国の災害損失控除と比較し、現行制度上の見直すべき点を明らかにした。

第3章では、阪神淡路大震災と東日本大震災の災害税制について、特別措置法と災害通達を含めて比較検討した。

第4章では、我が国よりも早くから災害損失控除制度を導入し、数多くの制度改正を重ねてきた米国の災害税制を分析することによって、我が国の今後の災害税制の在り方について検討した。

第5章では、事業所得等における災害税制について、阪神淡路大震災及び東日本大震災の特別措置法、1964（昭和39）年の新潟地震以後の事業所得等についての災害通達などを含めて検討した。

第6章では、山林所得における災害税制について、奈良県吉野町の山林家の経営実態を調査の上、山林災害通達を含めて分析し、山林災害税制の在り方を考察した。

終章では、第1章から第6章を総括して、災害税制の現状をまとめた上で、今後の在り方を述べている。

我が国の災害税制は、かつては災害ごとに救済内容の異なる不十分で不公平なものであったが、関東大震災後に基本法として災害減免法が創設され、戦後、米国の災害損失控除制度を参考にして、税務行政官庁の裁量の入り込む余地のない救済策として雑損控除制度を新たに加えた。また、1959（昭和34）年の伊勢湾台風以後は雑損控除の災害通達、1964（昭和39）年の新潟地震以後は事業所得等の災害通達が公表され、阪神淡路大震災や東日本大震災では特別措置法が創設されるなど、大災害の都度、見直されてきた。

米国では、災害対応は州地方政府の所管とされ、連邦政府は税制を含め災害による被災者救済を積極的に行っていなかったが、多くの大規模災害やテロなどの国家的危機を経験することで、国家的災害や危機に積極的に関与する姿勢に転じた。その結果、ロバート・T・スタフォード災害救助及び緊急援助法と連邦緊急事態管理庁（Federal Emergency Management Agency：FEMA）が創設され、税制による救済制度も見直され、現在では充実した制度となっている。

米国の大規模災害時の特例は、被災者救済とともに民間投資を活用した住宅や商業施設の建設など、地域経済の再生を支援するきめ細やかな税制が設けられている。また、雇用の回復こそが生活再建の近道との考えがあり、雇用関連の優遇税制も充実している。それは被害地域へ住民が戻らないと復興は進まず、それが更に住民の帰還を遅らせるという、被災の悪循環が形成されてしまうと被災者支援の終わりは見えなくなり、次第に被災者は被災地に戻ることを諦めてしまうからである。そのため、労働

者自身への給付付き税額控除である勤労所得税額控除や児童税額控除による就労の促進、事業主への雇用機会税額控除や雇用継続税額控除が拡充され、被災者の雇用拡大に効果を上げている。さらに、NPO やボランティアなど被災地域で活動する支援者に対する寄附金税制なども充実しており、我が国でも参考とすべき制度である。

大災害といえども限られた財源の中で災害支援を行う以上、無制限な支援はできない。したがって、大規模災害では民間投資や民間の協力を呼び込むシステムが必要で、米国では税制が活用されている。限られた財源の中で、効果的な政策と災害税制を有機的に組み合わせることで相乗効果を発揮することができるように、我が国でも積極的に税制を活用するべきである。

大災害時に特別措置法が創設され、災害通達も公表しなければならないということは、現在の災害減免法や雑損控除制度による災害税制は、大規模災害に十分対応できないことを意味しており、検討の結果、現行制度の問題が明らかになった。

災害税制の問題点は、災害法令と税制との不整合、二重の災害税制による不均衡、大規模災害税制がないことによる対応の遅れと不公平であり、特別措置法や災害通達を含めた災害税制の見直しが必要である。

災害税制の構築に際しては、一元的組織の設置により危機管理体制を整えるとともに、大災害等の指定があれば、災害税制の特例が自動的に適用できるよう災害法令と一体性を整えるとともに、災害予防、被災者救済、被災者支援そして被災地復興までを含めて整備しておくべきである。